# 日沿道の整備によって 期待される効果

## 災害に強い道路ネットワークの確保

### 越波等の災害時における集落の孤立を回避

新潟・山形県境の国道７号では越波による通行止めが頻繁に発生し、豪雨・豪雪時には迂回路の寸断による集落の孤立の可能性もあります。

日沿道の整備により、自然災害による交通規制時も代替路が確保されることで、災害に強い道路ネットワークが確保されます。



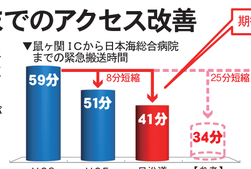
国道7号越波の被害状況(小岩川地区)




## 救急医療活動の支援

### 第三次救急医療施設までのアクセス改善

- H24.3の日本海沿岸東北自動車道（あつみ温泉IC～鶴岡JCT）開通により、鼠ヶ関地区の救急搬送時間が短縮しました。
- また、患者の負担軽減や、安定した車内処置が可能になりました。
- 今後、朝日温海道路が整備されることにより、鼠ヶ関地区からの搬送時間の更なる短縮が期待されます。




**救急搬送の効果**

- 一般道に比べ振動が少なく、患者の負担軽減になった上、搬送時間の短縮にもつながりました。
- 安定走行が可能となったため、心電図や聴診器等も扱いやすくなりました。

資料：温海分署ヒアリング調査

資料：H23、H25は温海分署救急搬送実績値
日沿道整備後はR3全国道路・街路交通情勢調査＋整備区間70km/h参考の日沿道全線完成整備後は4車線区間100km/hで算出

## 観光地へのアクセス向上

### あつみ温泉の観光客増加に期待

- 事業区間周辺はあつみ温泉（鶴岡市）等、豊富な観光地を有する地域である。
- 山形県鶴岡市では、地域の価値向上を目的に、道の駅あつみの移転整備が進められ、新しい愛称は「うぇるかぶ」に決定された。
- 朝日温海道路の整備により、観光客の移動円滑化等が実現することで、観光振興への寄与が期待される。




新しい道の駅あつみ「うぇるかぶ」の整備イメージ

**観光活性化効果**

- あつみ温泉の入込客数や道の駅の利用が増え、農林水産業の振興にもつながり、日沿道の延伸効果が実感できています。
- 住民自らが地域をPRし、にぎわいづくりへの機運が高まっており、今後も地域活性化のために、新たな取組みについて地域と行政が一体となり進めていきたいと思っています。



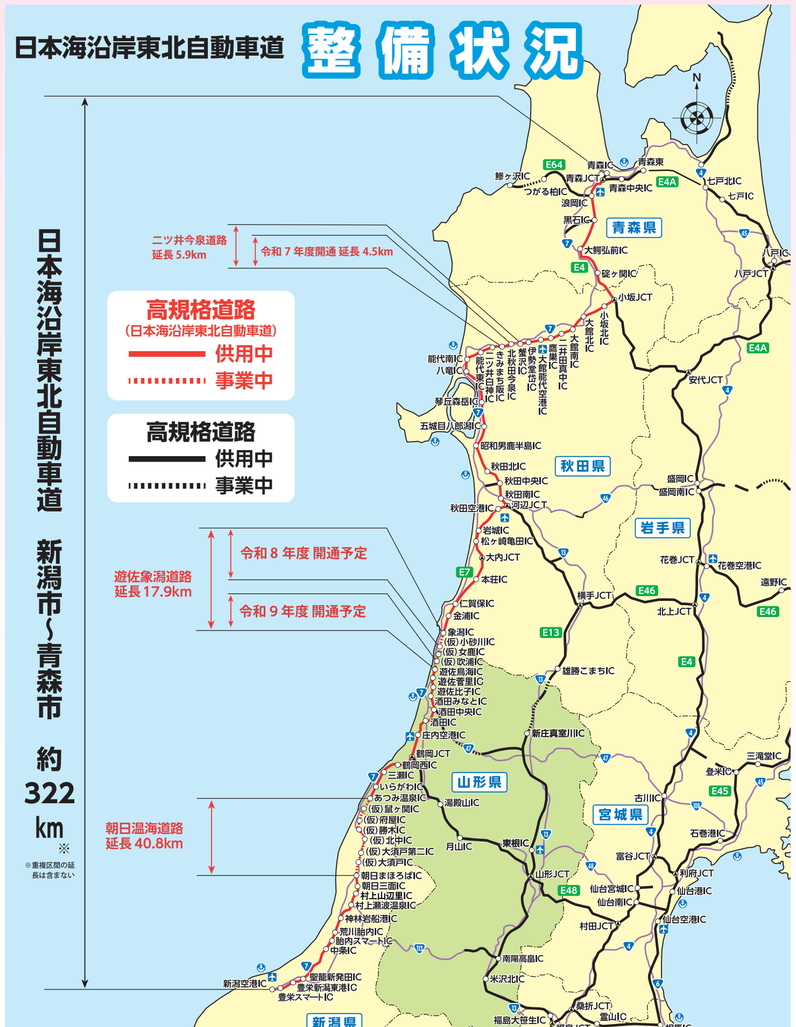
出典：山形県観光数調査
右写真（ ）はR5年度の観光入込客数







## 日本海沿岸東北自動車道 整備状況




国土交通省東北地方整備局
酒田河川国道事務所

〒998-0011
山形県酒田市上安町一丁目２－１ TEL：0234-27-3331(代)
URL：https://www.thr.mlit.go.jp/sakata/

再生紙を使用しています。 VEGETABLE INK 環境保護のため、ベジタブルインキを使用しています。

令和８年３月作成



一般国道７号

# 朝日温海道路

（日本海沿岸東北自動車道）




国土交通省 東北地方整備局
酒田河川国道事務所

**直轄事業**

# 一般国道７号　朝日温海道路
## （日本海沿岸東北自動車道）

日本海沿岸東北自動車道（日沿道）は、新潟県・山形県・秋田県の日本海側の主要都市を結び青森県に至る延長約３２２ｋｍの高規格道路であり、日本海側を南北に縦貫し、生活・産業・文化等、広域的な連携交流や、環日本海交流の推進を図る上で欠くことのできない重要な路線です。

朝日温海道路は日沿道の一部を構成し、新潟県の朝日まほろばＩＣから山形県のあつみ温泉ＩＣに至る延長４０．８ｋｍの自動車専用道路であり、災害時における緊急輸送と速達性の確保、高速ネットワーク形成による第三次救急医療施設へのアクセス改善、及び日本海側拠点間の交流・連携強化などの効果が期待されています。

社会資本整備審議会道路分科会の審議を経て、平成２５年度に新規事業着手が決定いたしました。



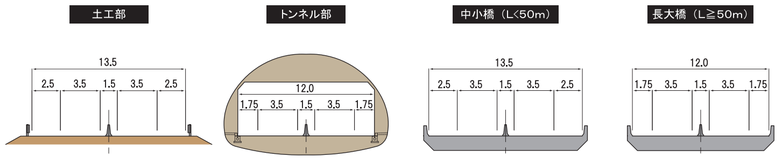

## 計画諸元

| | | |
|---|---|---|
| 区　　間 | ● | 起点　新潟県村上市川端（朝日まほろばＩＣ） |
| | ● | 終点　山形県鶴岡市大岩川（あつみ温泉ＩＣ） |
| 延　　長 | ● | ４０．８ｋｍ |
| 標準幅員 | ● | １３．５ｍ（２車線） |
| 構造規格 | ● | 第１種第３級 |
| 設計速度 | ● | ８０ｋｍ／ｈ |

## 事業経緯

| | | |
|---|---|---|
| 平成　９年　２月 | ● | 基本計画決定（日本海沿岸東北自動車道） |
| 平成２４年　１月 | ● | 計画段階評価完了 |
| 平成２４年１２月 | ● | 都市計画決定（山形県区間） |
| 平成２５年　１月 | ● | 都市計画決定（新潟県区間） |
| 平成２５年　５月 | ● | 事業着手 |

## 標準幅員（単位：m）




出典：地理院地図に道路情報等を追記して記載
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。







